

## (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第22回平成21年12月22日開催 午後6時31分から午後8時47分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

欠席 : 斉藤委員

傍聴者 3名

### 1 本日の進め方について

#### (1) 三者案の調整について

区分B : 区民の権利と責務

区分A : 条例の基本的考え方(総則)

#### (2) 区分F : 地域自治(地域の基盤)についての検討状況について(報告)

#### (3) 中間報告会について

### 2 議題

座長

・早速中身の議論に入り、きょうは大きく分けて2つ。

1つは区民の権利及び責務、これを前回から引き続き詰めていくという作業、それから区分Aの条例の基本的な考え方について、三者案の調整表が出ているので、これをもとにして、どういう項目で書いていくかということ議論していく。

そして、もう一つは区分の「F」で、地域自治のありようについて、それぞれの検討状況について御報告をいただいて議論をする。

最初に区民の権利と責務について、前回はおおむね3つの権利については書き込むということで合意ができた。区政に関する情報を知る権利、公共サービスを受ける権利、区政に参加する権利という、この3つ。ただし、表現その他についてはまだ確定はしていないと。

安全安心に暮らす権利、学ぶ権利はペンディングで、なお検討していく。

委員

・前回、12月17日に(区民検討会議)開催され、「区民は、知る権利を有し、区政に関する情報を共有する」と修正した。

「区政に関する情報を共有する」を追加した趣旨は、区民の権利としての知る権利をさらに進め権利を行使して、情報の提供を受けるだけでは十分とは言えず、区政に関する情報は区民、行政、議会と共有することが必要という理由からである。(区民委員)

座長

「情報の共有という観点」を入れていくことで、おおむね異論がないと受け取ってよいか。

それでは一応三者調整案、調整としては、知る権利と区政に関する情報の共有ということとを並列するというので、合意を取りつけておく。

区民検討会議は、特にここで定義を「がちっと」やっておかないと、という趣旨のメモだね。

委員

・前回の資料4の合意で赤書きの今の知る権利というのは、前回のところでは括弧はついていますが、区政に関する情報を知る権利で、これはこのとおりで今回区政に関する情報を共有する権利というのがこれに追加されるという理解でいいの。(行政委員)

「知る権利」ということで、まず1つ掲げさせていただく。

あといろいろな形で、例えば地域の課題解決に当たっての情報だとか、それに関する情報を教えてよねと。お互いにそれを、情報を出し合って、解決していくという形を望んでいる。だから意味合いから言うと、2つに分かれるような感覚である。(区民委員)

## 委員

- ・区政情報以外についての情報というのを知る権利とは、何か想定しているのか。（行政委員）  
区政情報以外のものというのが当初はいっぱいあるのではないかとみんなが思ったが、話してみると区政情報だけで、結構終わってしまった部分で、それで区政情報に関する情報を共有しようよということになった。（区民委員）

## 座長

・一般的には、地域に所在しているさまざまな例えば土地の所有情報とか、そこは再開発されるぞ、再開発といえば区政情報になるが、どうやら売り払って、民間会社がでかいのを建てるらしいという情報は、いち早く欲しい情報というような分野があり得る。実際に知る権利というふうに大きく広げたのだけれども、具体的にはさまざまな形で法的な規制があって、実はそんなに知られ得るものは広くないのだということ。

・恐らく三者三様のうち、行政のほう、議会のほうのとりあえず直感的には危ないという印象を持たれたはず。それを含めて、文言としてどうしていくかという、これももう少しいい案が出るかもしれないので、きょうの御提案をそのままに記録して、残しておくということにする。

先ほど学ぶ権利はこの知る権利とか、情報の共有というところで、少し潜り込むというか、そういう要素を持たせられそうだとということだが、なお安全で安心に暮らす権利とか、その辺についてのペンディング状態なので、検討をお願いして、何か説得力ある提案をしていただきたい。

次は、責務について。これは資料2に三者案調整のたたき台が出ていて、網かけになっているのは上3つということ。

区民検討案の中に「ともに暮らし」とあるが、ともに暮らすことを責務と受けとめていいのか。仲良く、肩寄せ合って暮らすとか、そういうニュアンスか。

この「ともに暮らし」というのが意外に外国人と一緒に地域で暮らすとか、それを今で言う共生というか、やわらかい形で「ともに暮らし」ということで、お互いを尊重しながら地域社会を創出していかうではないかと。（区民委員）

## 座長

・ありていで言うと、1人で生きているのではないと、外国の方も含めてともに暮らしているのだよということを自覚しとか、責務にかけているとすれば、そういうニュアンスで考えるわけね。

確かに、この網かけは何とかすれば一本になるのではと、事務局のほうの判断だろうと思う。

行政について、みずからの発言と行動に責任を持つことというのは、区民がみずからが発信していくならいざ知らず、行政から言われたくない。

私はトラウマがある。かつて行政の方から男性2人と私を比べて、1人はサラリーマンで、1人はお店を持っているという、社会とつながっている。私は一介の主婦ではないかと、だから考え方が狭いということをつつけられた。（区民委員）

## 座長

・これは少しずつ調整案を絞っていくこと、例えばここで出ているのが「互いの尊重」ということだが、自由と人格を尊重し合いというふうにしたらどうか。

したがって、その場合には互いの自由と人格を尊重し合い、主権者として良好な地域社会の創出に努めるとか、自治を担いととか、そういう調整案が可能かなと。主権者といった場合に、区民の定義と整合性があるかということだ。つまり外国人住民を主権者というふうに条例の中で言っているかということだね。主権者であるからには、当然その政府を設立し、そして代表者を入れかえる権利を持っていなければいけないと考えるなら、これは難しいかなと思うが。

区民検討会議では、余りここで主権者という討議はしてない。単純に本当に区民というだけの問題で、主権者ということになると、また時間がかかるので、その辺が難しいかと考えている。

（区民委員）

## 委員

・区民として尊重されなければいけないと同時に、共同体としてそういうところはどうするのだという、相手の人格なりをどうやって尊重していくかどうかが考えるのは、議論していかなければいけないかなと思う。（議会委員）

そうすると、ここは区民の責務、あと行政の責務とか、議会、議員の責務とか、みんなみずか

らの発言と行動に責任を持つことが入る。そこまで言わなくてもいいのかなと思うが。（区民委員）

座長

・確かに、自分の発言や行動に責任を持たないと、相手を踏みにじるよね。そうすると、今のを入れるかどうかというのは、また後で行政、議会のところで復活折衝してもいいとは思いますが。区民の責務で行政案の基本理念に基づく地域社会の実現に向けて、将来世代にも配慮して取り組むということだね。このことを上の網かけのところの中に一緒に論じていくという可能性はある。

良好な地域社会の創出とは、将来世代にもという言い方をしたのは、今いる人たちだけが利益だけを考えて、先々の新宿区の発展だとか、そういうことも良好な社会という創出の中には、含んでおいていたほうがいいかなという意味だ。（行政委員）

座長

・工夫としては良好な地域社会の創出の前に、「将来に向けて」という言葉を補うということでも可能かもしれない。それでは、そこは大体のイメージができて、ざっとイメージだけ申すと、一つペンディングになっているのは、「ともに暮らし」というところ。

「ともに暮らし」だが、7字の中で漢字が一つで。これが何となく幼稚な感じがしてね。ともに暮らす者としてとして、お互いにと入っていけばいいのではないか。（議会委員）

座長

・それについては、例えば区民はこの地にとともに暮らす者として、と補えば全体がちょっと入るかなと、ともに暮らす者として互いの自由と人格を尊重し合い、将来に向けて良好な地域社会の創出に努める。ちょっと詰め込み過ぎかもしれないという気はする。

・議会から提案されている費用負担の責務と事業者の責務というのが提出されているが、これについてはどうか。

提案した議会の側だが、これは相当前に議論して、このような形で落ち着いた。その後、2巡目、3順目の議論のときに、応分とは税負担の応益とか応能という言い方があるが、どういう意味なのかというのが明確でないということや費用負担ということが本当に必要なのかという点がちょっと引っかかったという発言は小委員会の中でしてある。（議会委員）

座長

・どうですかね。改めて基本条例の中で納税の義務はありますよと宣言し直すという意味があるのか、要するに落とす方向で検討するというにすることにするか。

行政の中でも、費用負担というのはコピーを1枚取ればお金がかかるし、人によっては5・600枚という行政資料を要求される方もいる中で、それに対して、そういった費用を負担していただくのは、税ということだけでなく必要であるという議論もあった。（行政委員）

座長

・これはほかの条例では、よく入れられているのだが、それを住民の責務とすると、時々政策的にここはいいやという、ただにしちゃうというときに、責務をちゃんと取ってないではないかという「へ理屈」が出てくる可能性はあるなど、ちゃんと全部とれみたいにならなかなというものはある。一般的にはこれは入れておいてもらわないと、「ただ乗り」ばかりじゃないかみたいな不安もある。

文言としてはこういう形で載せない方向で詰めていくこととする。

事業者は、これはどうするか。もしこれは事業者を入れるとなると、これは区民等の責務というようなことに、つまりタイトルも変えなきゃいけないことになるが、そもそも区民になる。

委員

・この辺は今流動的なので。何巡目かするとどんどん、変わっていく。（議会委員）

主張ではなくて、最初は分けていた。区民と事業者等ということで分けていて、その後区民に事業者を入れた。なので、区民の責務にこれが入ってしまったのだが、入っても入らなくても、事業者はそもそも区民と同列に、住民と同列に入れるべきではないと思う。（議会委員）

上のほうの区民の定義では、区民の中には事業者が入っていないので、また再度検討するときに事業者は入るかどうかわからないが、今の段階では区民の責務というところにこういうふう置かれると、ちょっと違和感があるね。（区民委員）

座長

・提案されている議会の中では帳尻が合っている、議会の案は入れてあるので。

ここでやるか、どこで議論するかは別にして、NPOとか、団体と事業者というときに、この新宿区で言うと八十数万人の昼間人口で、相当な事業者が事業活動をやっているわけだね。

いろいろ犯罪にかかわっている事業所というのは結構多い。そうすると、自治体としてというか、共同体としてのこの新宿の中で事業活動をしている方々に、新宿で活動しているよという自覚はぜひ持ってほしいとの議論はあった。(議会委員)

座長

・今の話もあり、それからその前に提案されたNPO等の活動団体との関係なども含めて、一緒に規定できるものかどうかということもあるので、まとめてこの問題を先送るということにする。

区民の責務というところで、こういう責務も書いておいたほうがいいのかということがあれば、この場で挙げていただいて、それも含めて今後の検討課題にするが、どうか。よろしいか。

引き続き区分A、条例の基本的考え方、つまり総則について、三者案調整たたき台の資料3で、ここを議論していただく。

区分としては、この条例の目的ということ。それと、基本理念、基本原則に分かれているので、最初に目的のところを一応網がかかっている、おおむねまとまりそうだというニュアンスか、ここについて相互にまず質問、意見があれば何う。

委員

・専門部会では、この区分Aで、資料1の行政という欄の目的、当初は(1)、(2)、(3)とあって、丸々な都市、地域社会を実現することを目的とするという、非常に屋上屋を重ねるような目的になっていたもので、ここは削除をさせていただきたい。

もう1カ所、基本理念、基本原則で、(4)の区政運営で、区政運営の原則で、情報の共有を初め、～とあるが、このところが前回まで現場、現実を重視するという趣旨の記載になったが、意味を正確にということで、多様性の尊重という原則を掲げた。この2カ所を修正したので、今議論の俎上になっている資料3は、それらが反映されたもの。(行政委員)

座長

・これは、いずれやるが、目的はいいとして、理念、基本原則とか、原則とだけ入れている人もいるし、一度議論しておくが、わかりやすいのは、理念というのは自治の理念なのだろう。

問題は基本原則というのは、区政運営の恐らくは基本原則ということ。区民生活の基本原則を掲げてあるわけではないので、あらあらの合意がなければ、例えば行政案では最初に自治の理念みたいなものが1で書かれ、最後4では区政運営の基本原則が書かれていて、この辺の整理も今後考えていかなければいけない。

今の話の続きだが、資料の1に真ん中に議会があって、中段以降に理念、原則が書いてある。それぞれ～まで書いてあるが、その上に基本的な考え方、理念とは何ぞや、原則とは何ぞやというくり方をした。(議会委員)

座長

・これは目指すべき方法というのが区民が、あるいは区の政府が、人類が、というようなことを厳密に考えると何だろうか。自治の理念ということになると、少し視野がこっちのほうが広い。

・今ここで細かく詰めてもしょうがない。区民検討会議の検討予定というか、最初に出された案は確かにあったね。しかし順番から言うともう少し先の議論になると考えていいか。これは残しておかなきゃいけないのかなという気がするが、せめてその議論を区民検討会議の議論を支える意味でも、ここで言っている基本理念、あるいは理念、原則、基本原則というのはそれぞれ何なんだということについての緩やかな合意があったほうがいいと思う。原則は先ほどの説明でわかった。理念を具体化する政策、施策、制度もあるかもしれないが、問題はこの理念と掲げているのは、どういう中身を構成していこうか、何かいい案があるか。

新宿区という政府の憲法だと考えているから、日本国憲法の前文があるが、日本国憲法が前文でうたっていることがここでの新宿区憲法である自治基本条例の前文でこれを目指すのだと高らかにうたい上げたい。(議会委員)

座長

・そういうことになると、主語は憲法にならえば我々区民はということだね。

区民が目指すもの、なるほど。市民主権、人権の尊重、恒久平和、地球環境の保全、国際性、そうだね。どれも違和感はない。そういう理解でよろしいか。

ちょっと予定が狂ったけれども、区民検討会議のほうでの検討にあわせて、最終段階でここを、最初にやらなくてもいろいろなことをやった上で、それを理念として最後にまとめ上げるということでも考えられるので、理念のところは理念と基本原則のところはちょっと置いておくということにしよう。ただし、目的は入れる。この条例の目的、どうか。三者見ていただいて。

区民検討会議では、理念（原則）という形で書き記している。この時点においては、基本理念と基本原則をつくるべきだということで、2回の会議をキャリアオーバーし討議をしている。

（区民委員）

区民検討会議では、人権の尊重とか恒久平和のまた地球環境などは、前文のほうであろうと、自治基本条例の前文に置きたいという意見がある。（区民委員）

座長

・それは十分に考慮されるね。最終的には、やはり条文の理念なり基本原則のところを書いていくものと、前文へ持ち上げていくものと分けてね。

目的のところ特に意見がなければ、下の基本理念、基本原則と同様に、少し最終段階に送っていくということを考えるが、良いか。

では、そういうことで。

一応三者案の協議というのはこれで終わりになる。

次に、条例の位置づけ。この位置づけは最高規範性をどのように表現するかということにほぼ固まっている。ただ、行政も2をつけて、最高規範の意味を少し詳細に書いている。

一番問題になったのは、区民から言われた担保性をどうするかということが最初に議論にここになったのではないか。（議会委員）

最高規範性を担保するというのを制定時にこの条例の中に盛り込むのは、大変だと思うが、盛り込めればそれは一番いいと思うが、自治基本条例が一般区民になじみがない。例えば住民投票をやるとか、あるいは議会で3分の2以上の賛成を得るとか、そういう条件をつくるのは、大変だろうと思う。したがって、通常条例と同じような形で可決し、制定をして、そして例えばそこで一定の条件をつけ、5年後、3年後にはどうするか、そういうふうに思っている。（議会委員）

座長

・この基本条例のまさに基本的な性格にかかわっていて、そう簡単に改正するものではないのだという今の日本国憲法型の硬性憲法と言われている。区長や区議会がかわるたびに、変えるようなものではまずいという意見もあるし、時代の変化にあわせて見直していく。見直したものは果敢に改正していくことも必要だという意見もある。

今その両者の間をとって、制定、改正に当たっては通常議決のやり方でいいのではないかと、ただしこれを見直していくために、3年なり5年という期限を切って、必ずそこで一度見直すというような規定を入れたらどうかという提案。

区民検討会議のほうで、制定に「住民投票を」という声が強く出ているか。

完結はしてないが、一応、討議はしてある。住民投票の、その要件を少しずつ決めていこうということで、今そこで時間を費やしている。（区民委員）

座長

・この条例自身を住民投票にかけるという議論もそこで含まれているか。

その件だが、総意としては余り出てこなかったという状況だ。（区民委員）

座長

・最高規範性を担保するとは、区民、議会、行政がそれぞれこれを最高規範として扱うということでしかなくて、条例をつくったり、改正したりするときに、この基本条例に違反しないような努力をするということで、これは争えるだろうかという議論がある。

行政案のように、言ってみれば最高規範だから、確認的に入れているという性質だと思うが、

そのような手厚い規定をするか、それとも最高規範だと、これだけ腹をくくればここは済むか。

区民のほうでは、「最高性を担保する仕組み（改正手続きなど）が必要」とか、「既存の条例の見直しについて検討する」ということが留意事項でついている、文章としてはこの上の2行、この資料3の区民というところだけでも、内容的には今の行政の専門部会のほうのことも話し合われていた。（区民委員）

座長

・この条例の改正手続などについては、恐らく最終条文の前あたりで、先ほど提案されたような何年で見直すとか、その間に例えば区民の委員会をつくって監視していくとか、そういうようなアイデアが多分出てきて、そこで扱われることになりそうだね。

現在は抽象的で、区民の意識の中にこそ担保があるということで、今ここでは座長が最後に言われたこれが最高規範なのだと決めておけば、いいのではないか。（議会委員）

座長

・あと残っているのは、目的の条文のところ一括してやるという手もあるが。これはわざわざ最高規範のために1条起こすかどうか。冒頭にこの条例は新宿区における最高規範であって、何々を定めているというふうに目的のところ一括化するか、目的のところでももう一回復活させて議論する。ここについてはそういう方向性で整理するというところでよろしいかと思う。

あとは大きなくりのFで、地域自治、あるいは地域の基盤について、この基本条例の中では、当初から一つの目玉と理解されてきたような発言が多くあった。

この地域自治、地域の基盤について三者の検討状況の報告を受けて、今後の議論の参考にする。

副座長（区民）

・共通では地域自治ということになって、区民のほうでは地域の基盤という項目立てをしている。12月17日に開催して、その中で現状では地区協議会から推薦で参加している2人の委員から地区協議会の現況等についての報告を受け、設立の経緯についても事務局から報告を受けた。

きょう以降、12月25日開催される区民検討会議で、ワークショップを先にやろうということまで話し合いをして、その議論を踏まえ、1月6日に区民検討会議の論点整理を経て、1月21日の次々回の区民検討会議で改めて検討を行う予定だ。

副座長（議会）

・地域自治について、地区内分権ということで、資料に2行書いてある。

地区内分権を進めるとということとそのために地域協議会、地区協議会という言葉だったか、設置するという文章というか、そのことは一致しているが、きょうも区民検討会議の皆さんと同じで、現存している地区協議会の結成の経過だとか、現状だとか、2行入っている。それから、組織自体も今の任意団体でいいのか、ということも含めて、かなり議論した上で、この件については議論していかなくちゃいけないなというところで終わっていて、私たちも1月14日、次回の三者検討連絡会議までには、もう一回詰めた議論を試みようというところ。

副座長（行政）

・専門部会もこの間いろいろ議論をしているが、この地域の自治というらまえ方で、先行している自治基本条例とか、そういうのを参考に議論したが、3つぐらいに分かれる。

1つは住民サイドが住民自治を実現していく1つの手段として、そういう協議組織を設けていくとか、町会を中心にやっていくとか、住民はというような主語で始まるような規定の仕方をしているというパターンが1つ。

2つ目は先ほど御披露があった、自治体内の分権というような視点で、自治法で言う地域自治区を想定しているような規定の仕方、これは同じく首長は、で始まる。

もう一つは、首長はとか区長はとか、というような言い方で、地域自治区という観点とは別個に、地域のそういう住民組織を追認するような形や、また新たに編成するとかというような、そういう3つぐらいのパターンがあるのかなということ。

これは等しく、やはり地域の区民の皆さん方がどういうふうに変えるかということに本当に尽きるということで、専門部会は、幾つかのパターンに分類した中で、今その地区協議会、あるいは地区協議会以外の地域を構成する、そういう団体だとか、そういうところの関係がそれぞれどのような意見を持たれているのかを真摯にお伺いして、基本的には区民検討会議で議論いただ

いて、ある意味その結論をもって条例の中に位置づけるみたいな、そんなような議論をしている。  
座長

・確かに、御指摘のような3パターンぐらいありそうだと思う。問題なのは、その中で住民たちが地域で自治をしていくということと議会のほうから出されている分権というキーワードのことだね。だから、議会がみずから分権とっているのは、高く評価すると言ったが、決定の分散を含むことになって、そんなことを住民の側は求めていない、そんな重た苦しいものを持ってくるなど言うかもしれないし、議論を煮詰めていただいて、それは注目、注視していこうということのようなので、十分な議論をお願いしたいと思う。

これは、事は条例にあるものを書き込むとなれば、ある種の組織とか団体のような、町内会とか町連でもいいが、そういったものに対して公権力がお墨つきを与えるという側面があるので、相当合意形成に達するには時間と長い議論が必要なような気がする。

例えば今は、町会やNPOから、何から、みんなコミュニティプラットフォームに乗って、そこは新しい単位として運営していこうと、そこにはもちろん行政から相当程度の自主的な財源も与えていくということも検討されているが、一種お上が切り分けていくという側面があるね。

議会の方から何か。

行政の代表の言われた、例えば自治法に基づく自治区については、例えば10地区協議会と同じような考え方で、意見である10を基本にやると考えているものかどうか、例えばその場合に住民しか、31万住民しか入れないわけで限界がある。本格的に今度からうち（議会小委員会）はやることになった、来年の（1月）14日から。新宿区は3行政区が合体した区だから、淀橋と四谷と牛込という、淀橋を2つに割って4つぐらいとか、名前だけの地方自治というのでなく、地区分権という分権とはっきりしたら、今のような10カ所でもいいのかという意見が前にやったが、まだこれからというのが議会の状況だ。（議会委員）

座長

・何地区をつくるとかということまで例えば（他の自治体の）基本条例で踏み込んでいるものは、ほとんどないでしょう。

地区数を入れたというのはない。一定の区域を定めとか、そういうような言い方をしている。区域、区分を定めとか、そのような言い方をしている。（行政委員）

座長

・どういう単位なのかを模索すると、住民同士で模索してというようなことだね。

これについて具体的に書き込んでいる基本条例は、まだないから、何となく地域での活動を支援するとか、中にはこの間制定されたけれども、「住民は地域の自治活動に積極的に参加しなければならない」という義務づけをしたというので、ちょっと大騒ぎになっているようだが、やはり理念のところでも掲げられたように、自由と人格を尊重するということを考えると、住民は地域にちゃんと参加しなきゃだめだよというトーンにはなりにくいと考えている。

今、議会委員から、そこまで具体的に踏み込んだ話になったが、自治基本条例の中でそこまで書き込むとか、そういうことで考えているというわけではないよね。現に10地区協議会が存在して、町会連合会もあって、並行して地域組織として進んできている中で、一般論だけで我々が書き込むことはできないのではないかと。（議会委員）

今度いわゆる自治組織として例えば担うような部分があった。そうすると、行政からどのくらいの支援があって、どういう形の権限をもらって、議会のほうから出ている都市内分権というのが具体的でない限り、この話は先に進めないというふうに危惧している。（区民委員）

今、区民委員の話の中で、充実して活動している地域もあるし、また温度差のある地区もあるしということで、基本条例に書き込むには、書き込むのは、それほど詳しいところまで書き込む必要もないと思うし、基本条例の中に地区協議会をつくるのか、つくらないのか、入れるのか、入れないのかということで、まずやるのかと思う。（議会委員）

基本条例にはこの程度というものしか書けないとしても、ただ関連条例をつくることを見通したことを議論しておかないと、丸投げするわけにはいかないと思う。（議会委員）

座長

・議会委員の意見ももっともだ。ただその議論の中心はどうしてもどの団体を中心に、どんなく

くり方ということになっていくと、では議会はどのような権限をその地域組織に分権してくれるのだと、行政はどのような支援メニューを持っているのだということ、くり方が大きくなったり、小さくなったりもする。できれば、議会は議会のほうで、例えば今の10なら10を想定した場合には、これぐらいの決定権限をおろせるかという議論が可能なのか。行政のほうは既に10の地区協議会を単位に、いろいろな施策をお持ちだが、それに対してさらなる強化があり得るのか、そういったこともやっておいていただかないと、こっちの議論も何となく目安がないみたいなことにもなる。

先ほど議会委員から出た、我々は区民から信託を受けていない。我々に対しては、例えば今回のこの進行管理だとか、例えばでき上がったときに、その委員会だとか、見張り役というか、端的に言えば、そういうことが区民サイドで盛り込まれるのか、あるいは、関連の条例で定めればいいではないかという話が議会から毎度出る。

ここで、『三者でやっていくということができたら決めていただければな』というのが最後のお願いである。(区民委員)

小委員会(議会)の中でも、意見が一致しないことがある。しかし、三者検討連絡会議の中で決定を見ようと、そこに力点、希望を持たせてもらっている。(議会委員)

座長

・地域の自治のための組織を住民たちが打ち立てるといふ基本原則とその組織の活動に対して、議会や行政は支援を惜しまないと。例えば、議会権限の分権もやっていきますと、ただその場合には今度はどのようなところにだれがどうやってグループをつくって、地域の自治の組織をつくるかというところは戦国時代になっちゃう。

多分多くの自治体では何か代表者、いろいろな人を集めて、ここと同じことになるかもしれないが、そういう地域自治組織の作り方についての検討みたいなことを別個にやっているところも結構あるが、基本的に、基本条例としての構えをはっきりさせておくことが一番大事だ。

この基本条例の論議の中で、その関連条例をつくるための骨格だけはここできちっと合意することだけはやり抜かなきゃいけないと思う。(議会委員)

これから重要な条例をつくることになると、地域自治区と住民投票に関する条例ではないかと、要するに重要な関連条例ということで、その2つか3つぐらいだろうと思う。

その重要な住民投票条例をつくる場合に、議会や、理事者が独自の判断でやるということではなくて、第三者を含めているいろいろな人が参加することが大事だろうし、また地域自治区に関する条例も、きちんとした方向性を確立しておけば、今の問題というのは乗り越えられると思う。(議会委員)

座長

・そのことは肝に銘じていただいて、これは基本条例が制定された後も大事なことである。

実は本当に議論待ちということになる。私もはそちらの議論の様子を聞きながら、基本条例に原則として書いておくべきことは何と何かということぐらいは固めよう。

#### 【中間報告会について】

・中間報告会についてという議題が載っている、これは事務局のほうから願うする。

事務局(行政)

・先週の18日、副座長会で大枠概要について話がまとまり、それに基づいた案をつくらせていただきました。開催の概要は、ポスターは区の各施設、区設の掲示板に掲示すること、チラシは議会に300枚、区内施設等に1,000枚程度用意したいと考えています。

タイムスケジュールについて、冒頭に区長、議長のあいさつをいただき、それから司会進行につきましては、区民代表の委員にという話に副座長会ではなりました。

区民代表委員からこれまでの経過について御報告いただくと、また、その際に今ここで撮っているビデオなども活用する。

辻山先生の御講演ですが、50分程度で自治基本条例の制定の意義、他の自治体の取り組みと新宿区の特徴などについて御講演いただきたい。

その後に質疑・応答で20分程度時間をとらせていただきました。

最後に行政からこの自治基本条例制定に向けたスケジュールを説明していきたい。



1時50分から2時30分まで行われる区民代表による経過だが、ビデオが放映されるが、ここでは経過に関する資料（紙）は出るか、ただ口頭で聞いただけか。（議会委員）

事務局（行政）

・一応前回の副座長会では、紙か、あるいはパワーポイントなどを使って画面表示をしていきながら説明していきたい。

できたら、紙で出してもらって、後で家へ帰って読まなかったら頭へ入らない。

20分と40分は逆にするぐらいでないと、質疑・応答が20分というのは余りにも短過ぎると思う。

これまでの経過の説明がビデオもこの中に組み込まれるということから、少しそこでも時間がかかるのだろうと思う。（以上、議会委員）

副座長（行政）

・副座長会案だが、これまでの経過は時系列の年表的な、だからずっと前までさかのぼって、資料を紙にしても構わないが、何月何日に議長と区長が協定を結んだと、地域懇談会10カ所こういう形でやったと。少し写真も入れて、そういう流れをずっといく。

2番目に検討連絡会議での検討経過というのは、共通の議論があって、最終的に合意ということで、今現在こういうところが盛り込むべき案として合意されています、そんなイメージ。

副座長（議会）

・経過のところは、区民会議の代表の、高野副座長にやってもらう。20分から30分だよ。40分というのはない、辻山先生には60分、質疑・応答は30分だったのだけれども、出てきたらこうなったということで、我々で議論したものでいってもらいと、ちょうど妥当なんじゃないだろうか。

座長

・質疑・応答をもっととるといっているのであれば、私は、30分とか40分で良い。

副座長（区民）

・皆さんの御要望がわかったので、これから組みかえる。

座長

・次回もう一回（文書で）確認したい。僕は30分まで譲歩できる。労働時間は短いほうがいいと、ぜひ御検討いただきたいと思う。今回は、1つは今の地域自治について、まだオンテールされてないよね。きょうの続きでどういったことを基本条例としては書けるのかについて、議論しよう、それから先送りした部分を含めて、意見があればお伺いをして、少し固めていくということだ。

ほかに何もなければ、検討連絡会議の事務局から本日のまとめをお願いしたい。

副座長（行政）

・ちょっと1点よろしいか。中間報告会の御意見をちょうだいして、1月30日と時間がないもので、よろしければ細かい時間、企画の細かい部分とか、副座長会に御一任をちょうだいできるとありがたいなとも思うが。

座長

・いかがか、よろしいか。それでは、そういうことで進める。

事務局（議会）

・本日のまとめは、まず区民の権利につきましては、前回合意したほかに区民検討会議から出ました知る権利、区政に関する情報を共有する、の文言につきましては、文言としては残しておきましょうと、あと区民の責務は、最初の網かけの部分につきましては、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるというニュアンスで、ともに暮らすとか、ともに暮らす者としてという部分は、ペンディングで、そのようなニュアンスとしていきましょう。

条例の基本的考え方は、まず理念とは何ですか、原則とは何ですかと、緩やかな合意が必要ですよと、あと目的ですとか理念、原則、条例の位置づけは、これから議論していく中で、いろいろ出てくると思いますが、それらも踏まえ、今後再度もう一度議論していこうということで、今回の中ではそういうような形で合意ができているということです。

事務局（行政）

・次回の開催日について申し上げます。

今回は1月14日、木曜日、6時半から、場所はきょうと同じ第2委員会室で行います。

座長

・来年は取りまとめの年ということで、一層の御議論を深めていただきながら、着地点を探すという努力もしていかなきゃいけないと思う。風邪を引かないように、皆さん来年も頑張りましょう。

散会 午後 8時47分